



地球規模課題対応 国際科学技術協力プログラム

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development
(SATREPS)

令和2年度 提案募集のご案内

2019.9.17 於 JST東京本部別館

2019.9.19 於 ナレッジキャピタル(大阪)



科学技術振興機構

- プログラムの概要
- 令和2年度公募の概要
- 応募方法について
- その他（問合せ先等）

プログラムの概要

SATREPS とは

～我が国の優れた**科学技術とODAの連携**による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究～

外交手段としての
科学技術

連携の高度化・
相乗効果



我が国の科学技術を発展させる
手段としての**外交**

日本の**科学技術外交**^[※1]の先行事例として、
総合科学技術会議（CSTP）^[※2]
の政策方針のもとにスタート（2008年～）

[※1] 科学技術外交：「外交と科学技術を相互に連携させる」という日本の外交政策・施策。
(2007年にCSTPが「科学技術外交の強化に向けて」において提唱)

[※2] CSTP：内閣府に設置される「重要政策に関する会議」内閣総理大臣（議長）
及び国務大臣と有識者の議場として、日本全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い
立場から総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行う。

SATREPSの目的

1. 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
2. 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
3. キャパシティ・ディベロップメント※

～研究成果の社会実装に向けて～

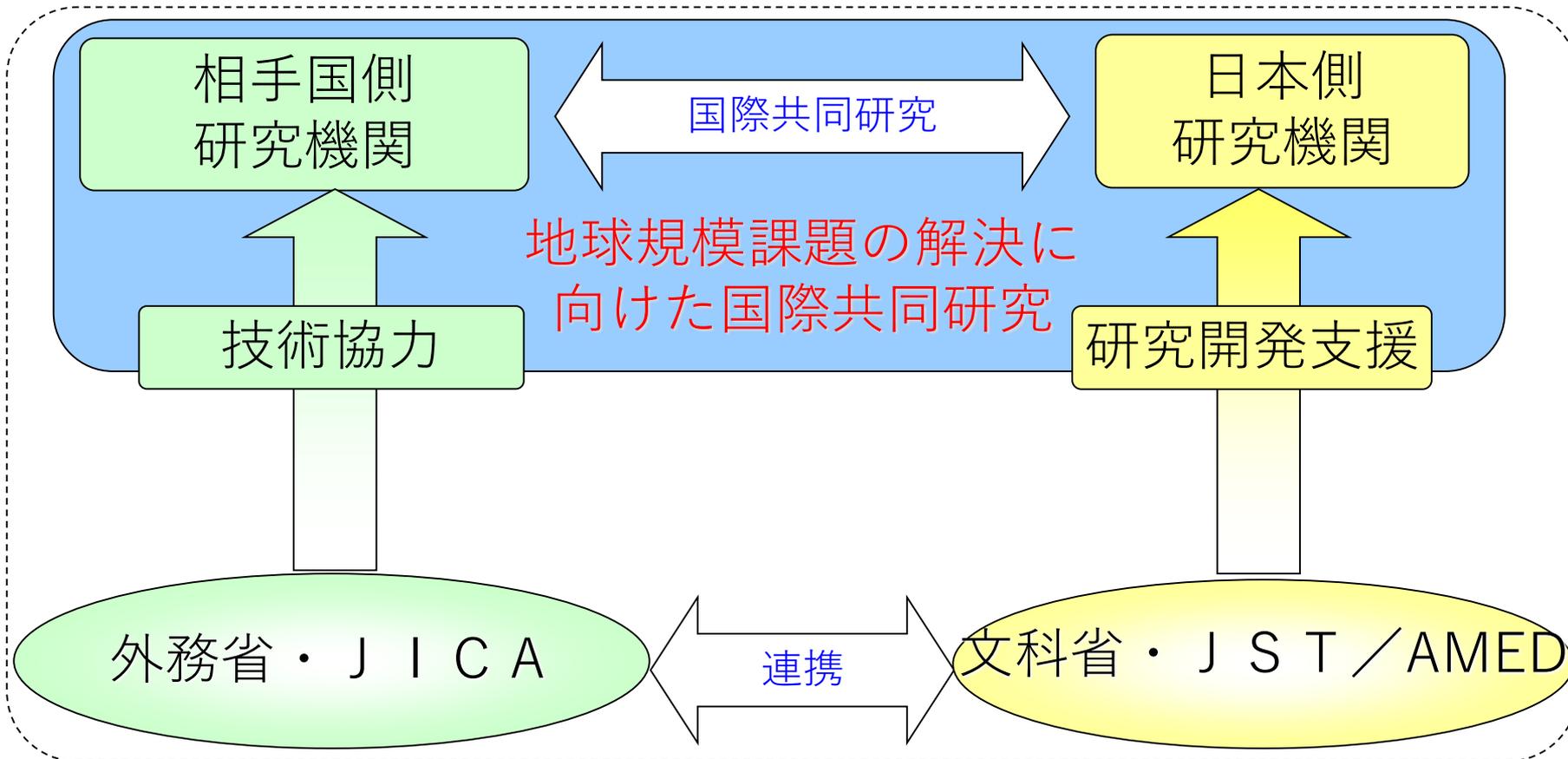
※キャパシティ・ディベロップメント：

国際共同研究を通じた開発途上国の自律的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成

SATREPSでは、**社会実装の構想**が必要

SATREPSの実施体制

JST・AMEDとJICAが連携して、地球規模課題を対象とする
開発途上国との国際共同研究を推進



SATREPSの分野・期間・規模

■ 研究分野・領域

- ・ 環境・エネルギー分野 環境領域／低炭素領域
- ・ 生物資源分野 ・ 防災分野 ・ 感染症分野※

※H27年度～AMEDへ移管

■ 国際共同研究期間

3～5年

■ 対象となる国（共同研究相手国）

ODAの技術協力の対象となっている開発途上国等

■ プロジェクトの規模

1 課題あたり 1 億円程度／年

内訳 JST：3,500万円程度／JICA：6,000万円程度

研究期間の考え方



※1 今後の相手国関係機関との実務協議の内容や相手国情勢などによっては、新規採択研究課題の中止も含め内容が変更となるなどの可能性もあるため、公募選考終了時点の採択を「条件付」での採択としています。R/DおよびCRAが令和3年3月31日までに締結されて初めて、正式に共同研究が開始できます。

※2 R/D署名及びCRAが締結され正式に共同研究を開始するまでの期間、JSTと暫定期間における委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限って、提案時の予算額以内でJST委託研究費を執行することができます（研究代表者所属機関のみへの委託となります）。

※3 JSTからの委託研究費は上図で示す期間において執行可能ですが、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額の範囲内で対応する必要があります。なお、JST委託研究費総額および年度別の研究費は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、中間評価結果、JSTの財政状況等によって増額または減額変更となる可能性があります。

【参考】国際共同研究実施に向けての準備

条件付採択後、国際共同研究を実施するにあたって、
下記2つの文書が署名されることが必要となります。

討議議事録

(R/D: Record of Discussions)

JICAが相手国研究機関と締結

(機材投入、人材育成支援など技術協力
プロジェクトの実施内容合意のため)

合意文書

(CRA: Collaborative
research agreement

MOU: Memorandum of
Understanding, など)

“研究代表者”の所属機関と、
相手国研究機関が締結

(成果公表・特許など
共同研究に関わる合意のため)

条件付採択の年度末（令和3年3月31日）までにR/D及びCRAの署名がされておらず、近日中に署名される見込みもない場合、研究中止となります。

研究経費の考え方

経費	JST	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B:相手国内での活動費	▲*2	●*3
B:相手国からの招へい旅費	▲*4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲*5	●

*1第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

*2相手国においてJICAが負担できない経費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限りします。

*3相手国内での活動費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。[\(JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります\)](#)

*4相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の招へいに限りします。

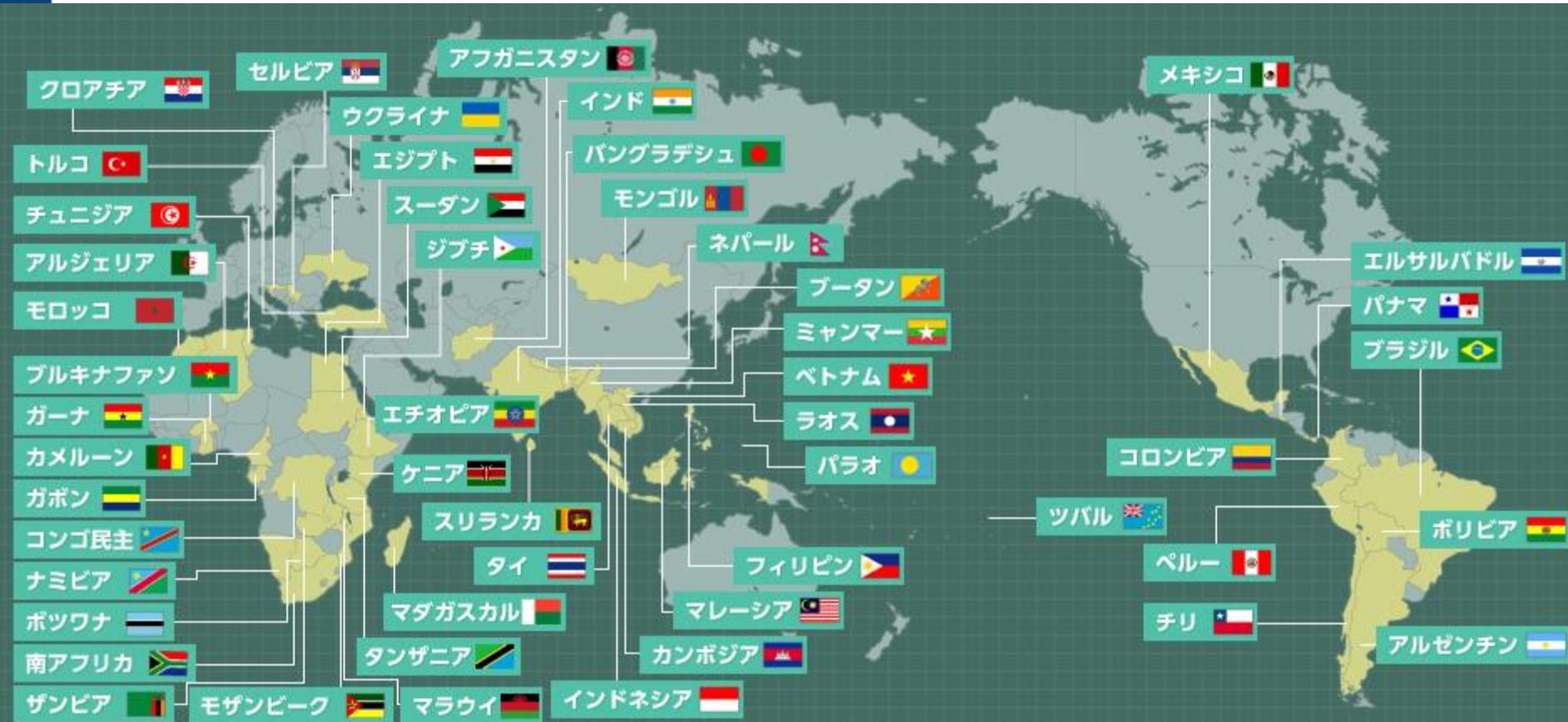
*5学生、外部専門家等、JICA専門家として相手国へ派遣することのできない場合に限りします。

※研究代表者および主たる共同研究者に対する給与等は、直接経費より支出できません。

(公募要領 p.27~29)

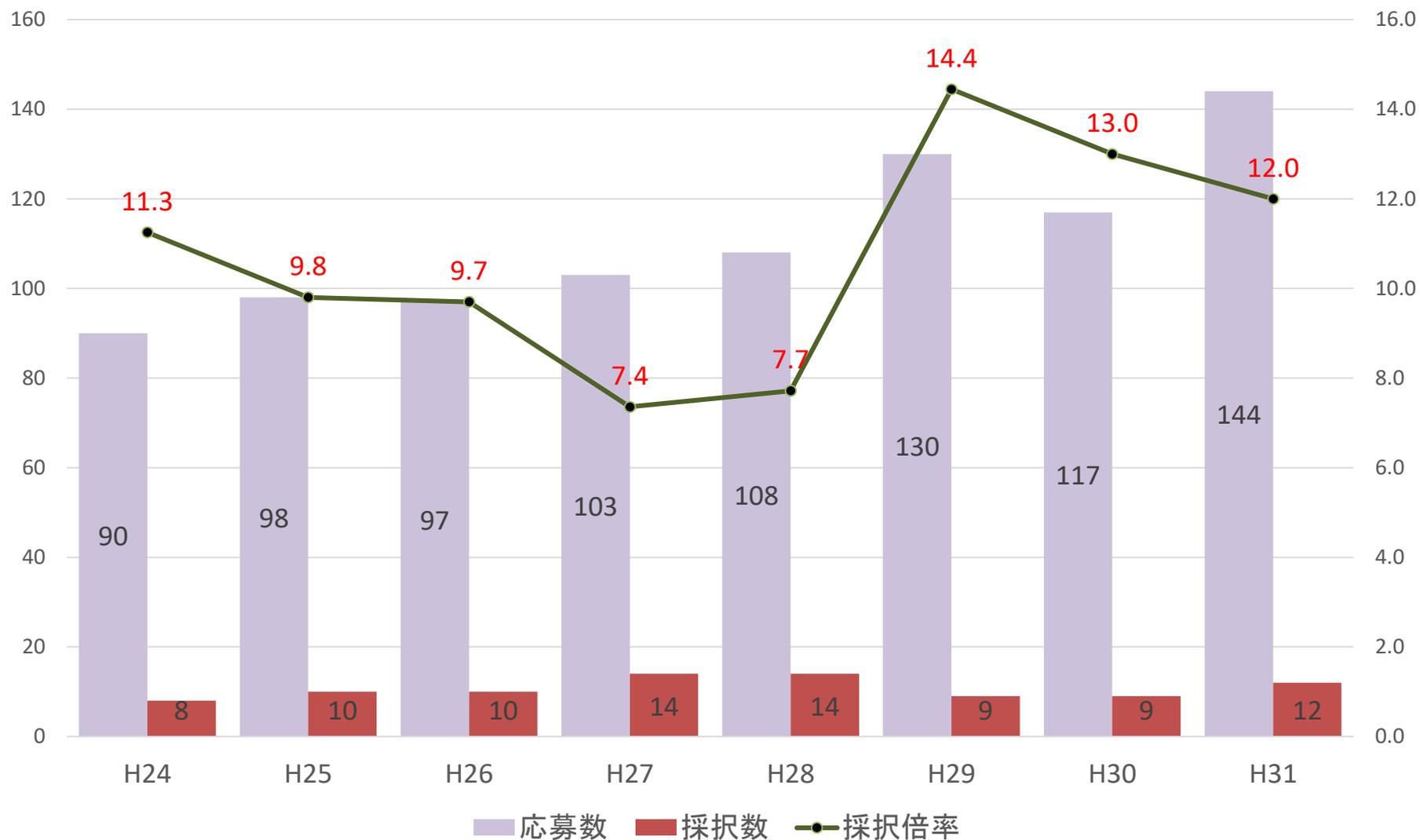
採択国一覧

51カ国 145課題



地域	採択国数	採択課題数
アジア	14 カ国	77 課題
アフリカ	21 カ国	39 課題
中南米	9 カ国	21 課題
その他	7 カ国	8 課題

応募数と採択倍率（AMED含む）



【参考】H31年度の採択状況

<研究分野別・地域別 採択研究課題数>

研究分野	環境・エネルギー分野		生物資源分野	防災分野
研究領域	環境領域	低炭素領域	生物資源領域	防災領域
採択件数/ 応募件数	3件／47件 (倍率15.6倍)	2件／16件 (倍率8倍)	3件／42件 (倍率14倍)	2件／14件 (倍率7倍)
地域	アジア	アフリカ	中南米	その他
採択件数／応募件数	7件／83件	2件／18件	1件／11件	0件／7件

詳細はプレスリリースをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1377/index.html>

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に 貢献します！

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。JSTは、SDGsの達成には科学技術イノベーションが必要不可欠であることを踏まえ、事業の運営を通じて、これに積極的に貢献して参ります。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成



令和 2 年度公募の概要

JSTの公募分野・研究領域

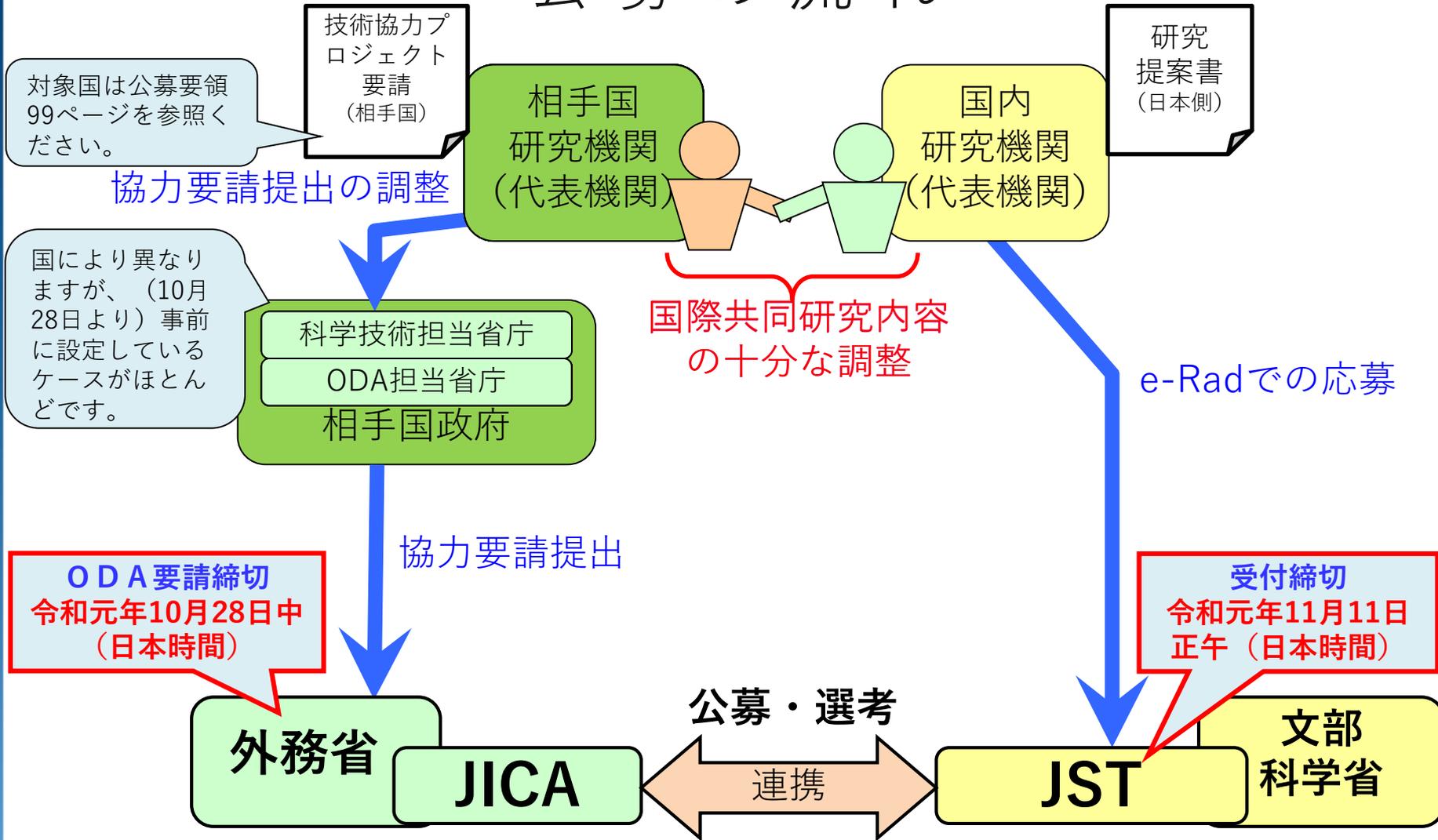
分野／研究領域※1	研究期間	JST/JICA経費
<p>環境・エネルギー分野 研究領域① 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」 (生態系・生物多様性の保全、自然資源の持続可能な利用、汚染対策、気候変動への適応などSDGsに貢献する研究)</p>	<p>(暫定期間 ※2後) 3~5年</p>	<p>年間1課題あたり1億円程度</p> <p>【内訳】 JST： 委託研究経費3,500万円程度／年 (5年間で1.75億円上限) 【間接経費を含む】</p> <p>JICA： ODA技術協力経費6,000万円程度／年 (5年間で3億円上限)</p>
<p>環境・エネルギー分野 研究領域② 「低炭素社会の実現とエネルギーの高效率利用に関する研究」 (省エネルギー、再生可能エネルギー、スマートソサイエティなど気候変動の緩和とSDGsに貢献する研究)</p>		
<p>生物資源分野 研究領域③ 「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」 (食料安全保障、健康増進、栄養改善、持続可能な農林水産業などSDGsに貢献する研究)</p>		
<p>防災分野 研究領域④ 「持続可能な社会を支える防災・減災に関する研究」 (災害メカニズム解明、国土強靱化・社会インフラ強化・適切な土地利用計画などの事前対策、災害発生から復旧・復興まで仙台防災枠組及びSDGsに貢献する研究)</p>		

※1 **感染症分野**については、H28年度より日本医療研究開発機構 (AMED) が公募を行っています。

(公募要領 p.2)

※2 暫定期間とは、R/D及びCRAが署名されて正式に共同研究を開始するまでの期間のことです。

公募の流れ



※相手国政府より技術協カプロジェクトの要請が提出されていない場合は「要件未達」と判断され、選考対象となりません。

公募・選考スケジュール

募集開始	令和元年9月10日（火）	
ODA要請書 外務省到着締切	令和元年10月28日（月）中（日本時間） 【厳守】	
日本側受付締切	令和元年11月11日（月）正午（日本時間） 【厳守】	
予定	書類選考期間	令和元年11月中旬～令和2年2月
	書類選考結果の通知	令和2年2月下旬～3月中旬
	面接選考期間	令和2年3月中旬～4月上旬
	決定・通知	条件付採択決定・通知
		令和2年5月中旬（予算成立）以降
	国際共同研究開始	令和2年5月以降でR/D署名後

（公募要領 p.25）

ご留意いただきたいこと

この公募は令和元年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後のすみやかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

予算成立の状況に応じて、研究領域の内容、委託研究費等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

応募者（研究代表者）の要件

- ・国内の研究機関※に所属し、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できること。

※「国内の研究機関」とは、日本国内の法人格を有する大学、国公立立高等専門学校、独立行政法人、国公立試験研究機関、公益法人、企業等、及び法人化していない国立研究機関を指します。法人の場合、どの法人格であるかは問いませんが、研究実施能力については選考の際に問われます。

<留意事項>

- ・研究代表者自身が提案書を作成してください。
- ・応募者（研究代表者）は、過去に研究倫理のプログラムを受講したことがない場合、eAPRIN e-ラーニングダイジェスト版を受講し、受講確認書番号の申告が必要です。

研究チームの要件

- ・日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していること。
- ・相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関であること。
(ただし軍事関係を除く。)
- ・日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。
また、第三 国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。

選考の観点（1/3）

～公募要領 プログラムの趣旨～

- ・ 開発途上国のニーズを基に、
- ・ 地球規模課題*1を対象とし、
- ・ 社会実装*2の構想を有する国際共同研究を推進

- ・ 新たな知見や技術を獲得し、イノベーションを創出

- ・ 開発途上国の自立的な研究開発能力の向上
- ・ 課題解決に資する持続的活動体制の構築

- ・ 基礎研究や応用研究にとどまらず、
- ・ 相手国の課題・ニーズに応える社会実装を進め、
- ・ 日本と相手国の外交関係強化に寄与し、
- ・ 日本の国益にも資すること

*1 一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題。

*2 具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

選考の観点 (2/3)

【社会実装の計画と実現可能性】

社会実装の計画(内容、時期、手段と実現の目途)があること。研究協力期間中に社会実装の全てが達成されなければならないものもあり得るが、研究計画において想定される研究成果を社会での活用へ結び付けるための社会実装計画案（相手国側の活動の道筋や、他地域や市場への普及の道筋）と研究期間中に実現できる社会実装の内容がはっきりしていること。また、社会実装・普及の主体となりうる民間企業や相手国側公的機関等の参画を検討すること。

【ODA方針への合致、ODA事業としての適性】

相手国に、地球規模で取り組むべき課題に関する明確なニーズがあり、相手国に対する日本のODAの方針に沿っているとともに、研究成果の社会実装を目指すODA事業として適切かつ実施可能であること。

【科学技術的価値】

地球規模課題解決のための新たな技術の開発及び科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得につながる研究課題であること。

【日本のメリット】

日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、社会や産業界への貢献、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれること。

選考の観点（3/3）

【両国の実施体制】

相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、日本側および相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること。日本側研究者は、研究期間中に必要な頻度及び期間で相手国において滞在、研究ができること。相手国側研究機関が他のプロジェクトに過剰な労力を取られず、実施体制が確保できること。また、日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあること。

【研究計画の妥当性】

相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があること。また、プロジェクト期間内に実施可能な内容であること。

【研究代表者の資質】

研究代表者がJICAの技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。

留意事項（1/2）

- 外交政策及び科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切な地域バランス（採択案件が同一の国や地域に過度に集中しないこと等）及び研究課題のバランス（特定の研究に過度に集中しないこと等）を考慮します。
- 相手国内の活動地域における治安状況、情勢によっては、同国への渡航及び同国での研究実施が制限される可能性があるため、選考で考慮されることがあります。
- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、それらの観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA等の技術協力や研究提案者による SATREPS 事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援の計画が存在することが望まれます。
- 企業等と連携（産学官連携）をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式2の5、参加企業が様式8へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください。

留意事項 (2/2)

- ICTを研究開発及び社会実装のツールとして積極的に活用することを奨励します。
- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満」または「日本側研究チームの半数以上が35歳以下」の若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。
- ダイバーシティの一環として、女性研究者からの提案を歓迎します。また、女性研究者の研究チームへの積極的な参画を期待します。
- 令和元年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に顕著な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。特に、先行課題に対して研究対象や実施地域を発展させた提案に対しては、課題解決への新たな貢献の大きさについて慎重に検討します。

※ これらは主な留意事項です。
詳しくは、公募要領p.36～38をご覧ください。

その他ご留意いただきたいこと

公募要領 5章 (p.63~84) には、以下の重要な事項を記載しております。
よく読んで応募をお願いします。

- 1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について
- 2 不合理な重複・過度の集中に対する措置
- 3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況
- 4 不正使用及び不正受給への対応
- 5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
- 6 関係法令等に違反した場合の措置
- 7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について
- 8 繰越について
- 9 府省共通経費取扱区分表について
- 10 費目間流用について
- 11 年度末までの研究期間の確保について
- 12 社会との対話・協働の推進について
- 13 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について
- 14 研究設備・機器の共用促進について
- 15 博士課程（後期）学生の処遇の改善について
- 16 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について
- 17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
- 18 その他の関連法令など研究を進める上での注意事項
（遺伝資源の取得・利用、研究者の安全に対する責任、生命倫理及び安全の確保等）
- 19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について
- 20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について
- 21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について
- 22 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて
- 23 e-Radからの内閣府への情報提供等について
- 24 研究者情報のresearchmapへの登録について
- 25 JSTからの特許出願について

令和2年度公募要領の主な変更点(1/5)

1. 制度に関すること

- (1) 科学技術によるSDGsの達成（STI for SDGs）を更に推進する上でわが国の外交政策上重要な対象地域・研究テーマなどをあらかじめ示し、研究提案の募集・採択をする 「トップダウン型SATREPS」 を設けた。

今年度はTICAD 7 の開催を踏まえ、アフリカ地域との共同研究の提案を奨励する。また、最大2件程度を当該型として採択する。

提案者が当該型として申請する場合は、以下を満たす必要がある。

- ・研究内容が相手国の「STI for SDGsに係るロードマップ」や「開発計画」に組み込まれている。
- ・研究開発や社会実装においてICTを積極的に活用することにより社会課題の解決に資することが見込まれる。
- ・研究代表者が提出する「様式1 提案書」の「トップダウン型SATREPSとして申請する」にチェックが入っている。
- ・相手国研究代表者が提出するODA要請書の「STI for SDGsロードマップに組み込まれている」または「国の開発計画に組み込まれている」にチェックが入っている。

(公募要領p. 9,18,29,31,32)

令和2年度公募要領の主な変更点(2/5)

- (2) 外交的な配慮から一ヶ国あたりのODA要請数を最大12件とし、上限を超える場合は相手国政府が絞り込みを行う。 (公募要領 p.10,25)
- (3) 各研究領域について、領域名称、説明文、研究課題の例等の記載を一部変更。 (公募要領p.18～23)

2. 選考に関すること

- (1) 選考の観点について「社会実装の道筋」を「社会実装の計画」に変更。 (公募要領p.35)
- (2) 留意事項について「ICTを研究開発及び社会実装のツールとして活用することを奨励」を追記。 (公募要領p.37)

令和2年度公募要領の主な変更点(3/5)

3. 対象となる国

- (1) ウルグアイ、セントクリストファー・ネービス、トリニダード・トバゴ、バハマ、バルバドスを追加。
- (2) ベネズエラ、スーダンは政情不安のため対象外に。
- (3) 「マケドニア」の国名を 「北マケドニア共和国」に変更。
(公募要領p. 99)

4. 提案書様式（主な変更箇所）

(1) 様式1

- 提案内容が関連する領域について設問追加。
- トップダウン型SATREPSへの申請についてチェックボックス追加。
- 実施体制概念図の例示変更。※日本側には分類記号を追加。

(2) 様式2 研究の構想

- 文字の大きさ10.5ポイント以上に制限。行間を狭くすることを禁止。
- 社会実装の「道筋」ではなく 「計画」を記載するよう変更。
- 遺伝資源の取り扱いについての検討・準備状況について設問を追加。

令和2年度公募要領の主な変更点(4/5)

(3) 様式6 研究費計画

- 実際の委託研究費は、採択後の研究計画を研究主幹が精査・承認したうえで決定することを追記。
- 暫定期間の必要経費は研究代表機関のみに計上するよう追記。

(4) 様式7 機関長からの承諾書

- 定年退職に限らず、研究実施期間中に任期満了を迎える場合も様式7の提出が必須に。

(5) 様式8 企業等の構想

- 本様式内の用語を以下の通り変更。
 - (旧) 「代表者」 → (新) 「責任者」
 - (旧) 「代表者印」 → (新) 「社印」

(6) 様式9 提案に当たっての調整状況の確認

- 研究代表者の利益相反マネジメントについての設問を追加

令和2年度公募要領の主な変更点(5/5)

5. その他

- 学生が相手国に渡航し研究活動を行う場合の注意点を明記。(公募要領p.29)
- 「JICAと研究代表機関との間で締結するもの」の詳細を追記。(公募要領p.55)
- その他関連法令など研究を進める上での注意事項として、遺伝資源の取得・利用、研究者の安全対策の案内、不正行為等に対する措置を追記。
(公募要領p.75,76,79)
- 研究倫理教材の名称が、「CITI」から「eAPRIN」に変更。
- 研究代表者及びJSTの利益相反マネジメントについて追記。
(公募要領p.32～34)
- 技術協力プロジェクトに関する説明を一部変更。(公募要領p.50～60)
- Q&A 企業等の参画方法について追記。(公募要領p.92)

※主な変更点については、公募用のウェブサイトからも確認いただけます。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

応募方法について

応募方法について（1）

研究提案は、府省共通研究開発管理システム（[e-Rad](http://www.e-rad.go.jp/)）で行います。

ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

研究者と所属研究機関による登録が必要です。

The screenshot shows the e-Rad portal website. The header includes the e-Rad logo, the title '府省共通研究開発管理システム', and navigation links for 'ホーム', 'English', and 'ログイン'. A red box highlights the 'ログイン' button. Below the header, there are tabs for 'e-Radとは', '公募一覧', '登録・手続き', '操作マニュアル', and 'お問合せ方法'. The '登録・手続き' tab is selected and highlighted with a red box. The main content area is divided into two columns: '研究機関向け' (for researchers at institutions) and '研究者向け（研究機関に所属していない）' (for researchers not at institutions). Both columns list '新規登録の方法', '登録後の各種手続き', and '様式集'. A light blue callout bubble points to the '登録・手続き' tab with the text '研究者と所属研究機関による登録が必要です。'. At the bottom, there is a section for '現在募集中の公募（公募名／受付終了日）：最新5件' with a list of public notices.

公募名	受付終了日
平成31年度 感染症研究分野 「開発途上のニーズを踏まえた感染症対策研究」	2018/11/12 12:00
A-STEP機能検証フェーズ 実証研究タイプ 平成30年度公募	2018/09/18 12:00

応募方法について（2）

- e-Radを利用しての応募方法については、本プログラム応募者用にマニュアルを用意していますので、公募用のウェブサイト <http://www.jst.go.jp/global/koubo.html> よりご参照ください。
- 全領域を通じて、本公募で研究代表者として提案できる研究課題は「1件」のみです。
- **領域ごとに、e-Radでの応募情報入力枠が異なります。審査にも関わりますので、応募先の領域を間違えないください。**
- 提案書様式1～9に記載し、1つのファイルにまとめてください。

応募方法について（3）

JSTの研究提案書類の様式一覧

様式1	提案書
様式2	研究課題構想
様式3	日本側研究実施体制
様式4	他制度での助成等の有無
様式5	相手国研究機関実施体制
様式6	研究費計画
様式7	機関長からの承諾書
様式8	企業等の構想
様式9	提案に当たっての調整状況の確認

問合せ先等

S A T R E P S のウェブサイト

ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/>

公募のページ

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

公募要領、e-Radマニュアル、成果目標シートなどの本公募説明資料がダウンロードできます。

また、今後の公募に関するお知らせの情報や面接選考の日程等も順次こちらに掲載します。

【日本側の研究提案に関する問合せ先】

(環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野)

科学技術振興機構(JST)

国際部 SATREPSグループ

e-mail: global@jst.go.jp

(感染症分野)

日本医療研究開発機構(AMED)

国際事業部 国際連携研究課

e-mail: amed-satreps@amed.go.jp

【ODAに関する問い合わせ先】

国際協力機構(JICA) 国際科学技術協力室

e-mail: eigst@jica.go.jp

【研究倫理教育に関するプログラムについての問合せ先】

科学技術振興機構 (JST) 監査・法務部 研究公正課

e-mail: rcr-kousyu@jst.go.jp

【e-Radの操作方法に関する問合せ先】

(プログラムに関する問合せ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せは、JST SATREPSグループにて受け付けます。)

e-Radヘルプデスク

TEL: 0570-066-877 (9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)